

目次/ 編集方針	トップ メッセージ	グループ概要	ニコンのCSR	事業を通じた 社会への貢献	環境問題 への対応	CSRの 基盤強化	企業市民活動
> サプライチェーンの強化	> 人権の尊重	> 多様な従業員の活躍推進	> コンプライアンス体制の強化	> 実効あるガバナンス			

重点課題 10 コンプライアンス体制の強化



重要と考える理由

企業の社会的責任に対する注目度は年々高まり、不祥事に伴う信用の失墜などのリスクの顕在化によって、大手企業であっても瞬く間に存続の危機に瀕する例は枚挙にいとまがありません。企業は国際的なガイドラインや指針を重視することで、不祥事を未然に防ぐだけでなく、広い意味でのコンプライアンス体制を強化し、社会の持続的な発展に協力することで、より良い社会の実現に貢献することが重要です。

コミットメント

「ニコン行動規範」は、ニコングループで働くすべての従業員が日々の業務活動においてコンプライアンスの重要性をしっかりと認識し、法令、会社のルールおよび社会規範を遵守する上で、常に高い倫理観をもって誠実、適切に判断し行動するための規準を示したものです。「ニコン行動規範」は、グローバルガバナンスを強化し、国際社会の期待に応えていく礎でもあります。この行動規範に則って行動することが、ニコンが社会的責任を果たし、社会の持続的な発展に貢献することにつながります。

企業理念である「信頼と創造」、経営ビジョンである“Unlock the future with the power of light”を具現化するためにも、私は「ニコン行動規範」の実践を求め続けていきます。

代表取締役 兼 専務執行役員 人事・総務本部長 企業倫理委員会委員長 小田島 匠

活動方針

- ニコン行動規範
- ニコン贈収賄防止方針

体制

- 企業倫理委員会

コンプライアンス

ニコングループでは、社会からの信頼に誠実に向き合うために、グループ横断のコンプライアンス推進体制を確立しています。この体制のもと、ニコングループ全体でコンプライアンスの徹底に努めています。

ニコン行動規範

従業員一人ひとりがコンプライアンスの考え方を深く理解し、実践する具体的な規準が「ニコン行動規範」です。ニコングループでは、2018年1月、最新のグローバル社会の要請に対応するために、この行動規範を改定しました。

具体的には、人権、納税、輸入管理、サプライチェーンの社会的責任などの項目を強化するとともに、国内外グループ統一の規範としました。この行動規範の遵守を徹底するため、ニコンの部責任者以上およびグループ会社の社長が、各担当組織においての遵守に責任をもつことを毎年、宣誓しています。また、この行動規範を国内外の全従業員に周知するため、16言語で冊子を発行して配付しています。

▶ ニコン行動規範

<https://www.nikon.co.jp/sustainability/nikon-csr/codeofconduct/>

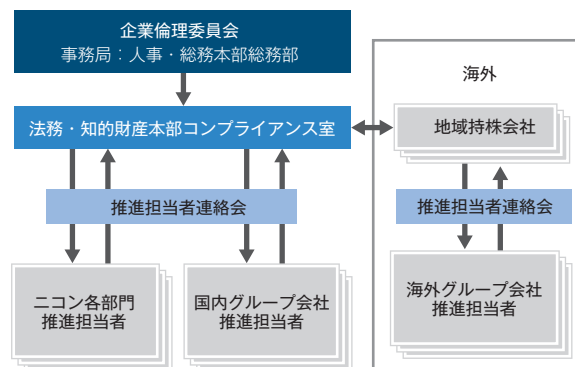
コンプライアンスの推進体制

ニコングループでは、ニコンの代表取締役 兼 専務執行役員 人事・総務本部長が委員長を務める企業倫理委員会を

設置し、コンプライアンス推進上の重要課題に関する施策を審議・決定しています。本委員会の事務局は、人事・総務本部総務部が務めており、コンプライアンス推進については、法務・知的財産本部コンプライアンス室が中心となり活動しています。国内では、ニコン各部門およびグループ各社のコンプライアンス推進担当者と連携し、コンプライアンス推進活動を実施しています。さらに、実効性の高い活動を実現するため、上記のコンプライアンス推進担当者と連絡会を開催しています。

また、海外においては、地域持株会社を中心に海外グループ各社と協力し、各国により異なる法律を無意識のうちに破ってしまうリスクに対応しています。さらに各社の意見を吸い上げ、各国・各地域の文化、慣習、法規制の理解を共有したグローバルな取り組みを進めています。

■ コンプライアンス推進体制図(2020年7月1日現在)



■ 倫理ホットライン(報告相談制度)

ニコングループでは、ニコン行動規範の違反、または潜在的な違反に関する通報に対応するため、同行動規範に報告相談制度について定めるとともに、ニコンおよび国内外の全グループ会社において報告相談制度を設けています。

日本では、国内ニコングループ(非連結グループ会社を含む)統一の報告相談制度として、「倫理ホットライン」を設置しています。倫理ホットラインは、内部窓口と専門業者による外部窓口を設けています。

海外では、原則各グループ会社が自社内部窓口を設置しています。加えて、欧州・米州では、専門業者による外部窓口をそれぞれ設置し、運用しています。中国では、各社の窓口に加えて、地域持株会社やニコン本社、外部専門業者(一部に限る)など複数の窓口を設けています。

2020年3月期には、アジア(除く中国、韓国)において、専門業者による外部窓口を設置し、運用を開始しました。

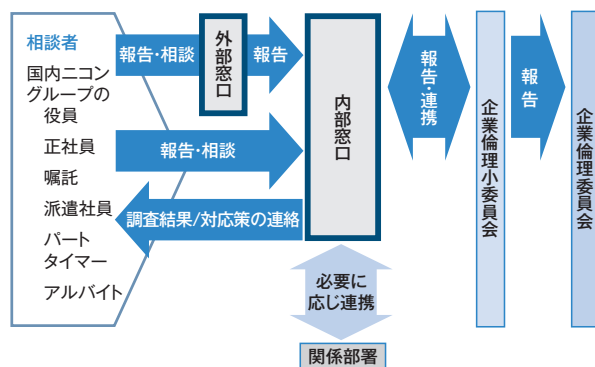
相談は、匿名でも可能です。調査は、原則として相談者および関係者から情報を収集し、客観的に問題を把握します。その上で、関係部門と連携して解決を図り、必要に応じてフォローアップを行います。対応にあたっては、守秘義務の徹底、プライバシーの保護、匿名性の確保や相談による不利益の防止など、人権へ配慮して運営しています。

なお、ニコングループでは、全従業員に配付している行

目次/ 編集方針	トップ メッセージ	グループ概要	ニコンのCSR	事業を通じた 社会への貢献	環境問題 への対応	CSRの 基盤強化	企業市民活動
>サプライチェーンの強化	>人権の尊重	>多様な従業員の活躍推進	>コンプライアンス体制の強化	>実効あるガバナンス			

動規範の解説冊子やその教育の中で、本制度の従業員への周知に努めています。

報告相談制度(国内)の流れ



報告相談制度の利用実績(2020年3月期)

(単位:件)

		相談件数
国内ニコングループ		36
うち、人権関連 (ハラスメント、労働など)		32
海外グループ会社		11
うち、人権関連 (ハラスメント、労働など)		5

コンプライアンス推進活動

グループ全従業員へのコンプライアンス教育

ニコングループでは、経営トップから従業員一人ひとりに至るまでコンプライアンスを浸透させることをめざしています。そのために、役員に対しても企業倫理委員会に合せて、専門の弁護士によるコンプライアンスセミナーを開催しています。また、国内外の各部門・各社の推進担当者による集合研修や、eラーニングを利用した教育も実施しています。

2020年3月期は、ニコン行動規範の浸透に向け、各地域で集合研修やeラーニングを利用して人権や報告相談制度の周知などに関する教育を実施しました。また、地域ごとに、それぞれの特性に応じたトピックスの教育も実施しました。国内ニコングループでは、「ソーシャルメディアの私的利用時の注意点」を統一課題として、「アンガーマネジメント」「品質不正」「多様な就業形態(派遣と請負)」を選択課題として、教育を行いました。欧米および中国のグループ会社では、「贈収賄防止ガイドライン」に関連する教育を行いました。

このほか、ニコングループの全従業員に向けたCSRニュースレターの中で、世界規模で報道されているコンプライアンス関連のニュースを取り上げながら、ニコングループのコンプライアンスの考え方を解説しています。

グローバルな意識調査の実施(モニタリング)

ニコングループでは、1年あるいは2年に一度、ニコンおよび国内外のグループ会社の従業員を対象に、意識調査によるモニタリングを実施しています。これにより、従業員へのコンプライアンス意識の浸透度や報告相談制度への信頼度、行動規範教育の展開状況などを把握し、推進活動の改善に反映しています。

2020年3月期には、10月に国内ニコングループを対象に意識調査を実施し、10,743名が回答しました(回答率95.4%)。この結果は、12月に開催した企業倫理委員会において、経年比較などを交えて報告しました。また、調査結果は、ニコンの各部門およびグループ会社各社に改善要望とともにフィードバックしており、各社はこれをもとに改善に取り組んでいます。

こうした取り組みを通じて、ニコングループでは、事業活動を行うすべての地域においてコンプライアンス推進のPDCAサイクルを確立しています。

贈収賄防止への取り組み

ニコングループでは、贈収賄防止へのコミットメントを社内外に改めて発信するため、「ニコン贈収賄防止方針」を制定しています。

また、コンプライアンス室が統括し、海外持株会社が中心となり地域ごとの「贈収賄防止ガイドライン」を策定しています。これらのガイドラインには、ニコン贈収賄防止方針を遵守するために接待・贈答、寄付、ファシリテーショ

目次/ 編集方針	トップ メッセージ	グループ概要	ニコンのCSR	事業を通じた 社会への貢献	環境問題 への対応	CSRの 基盤強化	企業市民活動
> サプライチェーンの強化	> 人権の尊重	> 多様な従業員の活躍推進	> コンプライアンス体制の強化	> 実効あるガバナンス			

ンペイメント、第三者の管理などに関するビジネス上の考え方、注意点、実務手続きなどが地域の特性を反映し、まとめられています。第三者の管理については、リスクが高い場合、チェックシートによるチェックなど、更なる確認を定めています。この周知や教育も各地域の持株会社の主導のもと、継続的に実施しています。

さらに、期末には、ニコンおよび各グループ会社が自主点検シートにより、贈収賄防止ガイドラインの運用状況を確認し、翌期の改善につなげています。

2020年3月期には、欧州および中国では、贈収賄防止ガイドラインを改定して地域の事情に沿った具体的な手続きを定め、周知のための教育を実施しました。また、韓国でも、改定作業に着手しました。

こうした取り組みにより、ニコングループでは、過去、各国の当局による贈収賄に関わる調査を受けた事例はありません。

▶ ニコン贈収賄防止方針

https://www.nikon.co.jp/sustainability/csr-management/compliance/anti-bribery_policy.pdf

競争法違反防止への取り組み

ニコングループでは、「ニコン行動規範」の中に「公正な競争・取引」を掲げています。これに基づき、各国の競争法などを遵守した公正な競争・取引を行うことを基本姿勢としています。

競争法の遵守は国際社会において強く求められており、厳格な取り組みの継続が必要です。ニコングループでは、

グループ会社において競争法違反の裁定を受けた経験を踏まえ、競争法教育を継続的に実施しています。本教育により、グループ全体への遵法意識の浸透・定着、および競争法違反の再発防止に努めています。

■ 競争法教育の展開

ニコングループでは、各国の法令に沿った競争法教育を展開するため、グローバルな教育体制を構築しています。具体的には、グループ全体の競争法教育の旗振り役をニコン本社の法務部門が担当。各法務拠点および各グループ会社が、必要に応じて現地法律事務所の協力を得た上で、教育資料を作成し教育を実施しています。

ニコングループでは、2020年3月期におけるコンプライアンス活動の目標のひとつを「競争法教育の浸透および定着のため教育を継続実施する」と決めました。この目標のもと、国内では法改正を踏まえた内容でeラーニングを実施し、海外では各社の事業内容によるリスクを踏まえて教育を実施しました。2020年3月期は、36社（非連結グループ会社であるNikon Latin America, S.A.（パナマ）およびNikon Optical U.S.A. Inc.（アメリカ）を含む）、従業員5,289名に対して競争法教育を実施しました（2020年3月31日現在。新型コロナウイルス感染症の影響により、欧州については実績に含まれません）。

今後は、ニコン本社の法務部門と各法務拠点との連携を一層強化するとともに、より効果的な教育が行えるよう競争法に対する理解度確認の実施を検討していく予定です。

不正行為への対応

ニコングループでは、就業規則や「ニコン行動規範」に違反する行為があった場合には、事実関係を調査した上で、社内規則に則って厳正な処分を行っています。

2020年3月期、ニコンにおける不正行為を行った当事者または管理監督者への懲戒処分は、調達パートナーや事業パートナーとの関係に関するもの1件、輸出入の管理に関するもの1件、会社資産の適切な使用と管理に関するもの2件の計4件（13名）でした。国内グループ会社においては、不正行為を行った当事者または監督者への懲戒処分が5件（5名）でした。また、海外グループ会社においては、ニコンにおける会社資産の適切な使用と管理に関する1件と同一の案件により、6名に対して懲戒処分が行われました。

なお、ニコンでは不正行為の再発防止のため、CSRニュースレターやeラーニングなどを通じて、継続的な従業員教育を行っています。